

階層化社会と教育

—平等主義政策への回帰を—

宮寺 晃夫

筑波学院大学情報コミュニケーション学部教授

1 跋扈する格差肯定論と「再チャレンジ」

人びとの間に所得格差があることは悪いことではない、それが効率的な生産を刺激して、社会全体に活力をもたらすならばよいことである、と公言してはばからない閣僚がいる。また、地方間に格差があるといっても、埋めなければならない格差ばかりではない、あってもいい格差やあることが望ましい格差もある、とする報告書を公表した省庁もある。これらにもみられるが、政府主導の社会政策では、弱い立場にある者を平等に遇する平等主義が後退し、いつのまにか格差肯定論が幅を利かせるようになってしまった。

もちろん、格差肯定論をとなえる人でも、格差が人びとや地方の間で固定してよいとまではいわない。そういう人にとって、格差が問題になるのは、いま・

このときの格差が時間を超えて続いているからである。勝ち組と負け組が固定し、負け組がいつまでも負け組のままている、つまり“組替え”がなされないから問題になるのである。そこで、負け組の人びとにも「再チャレンジ」の機会を用意することが必要だ、といわれはじめた。その反面、格差そのものの解消は、政策の課題として取り組まれることがますます少なくなった。政府主導の政策は、階層間の格差の解消よりも、階層間の入れ替えをどのように容易にするかということに、重点が移ってきている。

さきごろ首相官邸に設けられた「再チャレンジ推進会議」（別名「多様な機会のある社会」推進会議、議長＝安倍官房長官）は、多分に政局がらみではあるが、中間報告『再チャレンジ可能な仕組みの構築』をまとめた（2006年5月30日）。この報告で打ち出されているのが、「複線化」構想である。すなわち、働き方・学び方・暮らし方の複線化をすすめる構想であるが、それは正規社員としての働き方のほかに、派遣社員やフリーターなど、非正規社員としての働き方があることを公然と認めて、採用者側にも求職者側にも、選択の幅を広げてもらおうというものである。

しかし複線化から得られる利益は、採用者側と求職者側とで対等でないばかりか、求職者の間でもさまざまである。構想が実現されれば、たしかに企業の採用意欲はエンカレッジ（奨励）され、求職者にもチャンスが広がるであろう。だが実際に広がる

みやでら あきお

1942年、東京生まれ。東京教育大学大学院教育学研究科博士課程、単位取得退学。教育学博士。前筑波大学大学院人間総合科学研究科教授。

著書『現代イギリス教育哲学の展開—多元的社会への教育』勁草書房、1997年。『リベラリズムの教育哲学—多様性と選択』勁草書房、2000年。『教育の分配論—公正な能力開発とは何か』勁草書房、2006年。

のは、将来的に不安の残る地位への一時的な“就職”のチャンスだけで、そこから安定した定職への道が開かれるかどうかは保障の限りではない。それは当人の努力しだいである。ようするに、弱者の側に立つ平等主義の政策を引き継ぐ代わりに、個人の自己努力に委ねられる範囲を拡大しただけなのである。

しかも、努力すればだれでも報われるというわけではない。安定した定職への道は依然として細く、険しい。そればかりか、企業では派遣やパートへの切り替えがすすんでおり、正規社員がリストラされるリスクもふえている。それだけに、供給量の限られた職場資源をめぐり、争奪戦や入替え戦がいつそう激しさをましている。これからも、だれかが敗者にならざるを得ない現実が続くであろうが、「複線化」構想では、それは織り込み済みである。

パイの増大がのぞめず、そのためだれかが敗者にならざるを得ないゼロ・サム社会では、成功の決め手となるのは個人の自己努力である。敗者にならなくなければ、努力をし続けなければならない。そうした永続的な努力を引き出すために、上述の中間報告では、生涯学習を生涯にわたる職能訓練機関として位置づけ、継続的にシステム化していくべきだとされている。それにも参加していかなければ、もはや政策による支援の対象とはならない。イギリス労働党政権の福祉政策「ウェルフェア・トゥ・ワーク」（働く意欲がある限りで受けられる福祉・支援）にもじって表現すれば、「ウェルフェア・トゥ・ラーニング」とでも呼べそうな政策が立てられようとしている。それにしたがえば、学習意欲があるとみなされる限りで支援の対象とされるが、学習意欲がないとされれば支援の対象外とされる。生涯学習システムは、努力しない者の“排除”を正当化するイデオロギー装置の様相を、いちだんと帯びてきている。

2 自己努力の諦め

ところが、いまわたしたちが直面しているのは、自

己努力を早期に諦めてしまう若年者がふえていることである。“なれないもの”になる努力を、はじめから諦めてしまう若年者のことである。そうした「酸っぱいブドウ」現象のことを、合理的選択論者のジョン・エルスターは「合理性の転覆」として説明した。“なれないもの”になろうとしないのも、無駄な労力をついやさないという意味で、ある種の合理的な選択にはちがいない。ちがいないが、それは転覆した、いや転覆させられた合理性にもとづく選択だというのである。勝ち組の成功も、勝ち組に属する人たちの努力だけで成し遂げられたものではない。それは、少なからぬ人びとが一定以上の努力をしないことを選択して、早々と争奪戦から降りてしまった結果でもある。

問題は、こうした消極的な選択、つまり自己努力の諦めがどこまで個人の意思によるものか、ということである。そしてそれにたいして教育政策は、どのような立場で立てられるべきか、ということである。教育はほんらい、個人の自発性と意思にもとづいてなされる。他者による介入作用としての教育が正当なものとなるのも、個人の意思を尊重し、個人の自発性を前提としているからである。それが前提にされないとき、教育は限りなくパターナリズム（父権的温情主義）に近づいていき、限界点を越えると“排除”が正当化されることになる。

仮に、自己努力の諦めは完璧に自由意思によるものだとみなすならば、それが招く結果も自己責任に帰せられる。いつぼう、それは個人が属する階層の環境要因に決定されたものだとするならば、社会的な補償や教育面の支援を政策に要請していくこともできる。しかし、自発的な不登校やニートをみてもわかるが、それらが個人の意思によるものか、周囲の諸条件に決定されたものかの判別は困難である。個人の自発性や自由意思といわれるものじたいが、階層の環境要因に決定されたものであることも十分に考えられる。

突き詰めれば、これは人間の自由意思にかかわる伝統的なアポリアにも通じている。しかし、ここで

は自由論 vs 決定論の議論を形而上学の次元で論じていくのはやめよう。以下では、いっそう現実的な次元に下ろして、この議論の軌跡を追うことにしたい。そのさい取り上げてみたいのが、自己努力の諦めにたいするアナリティカル・マルクス主義のスタンスである。アナリティカル・マルクス主義は、東欧諸国で社会主義体制が崩壊したのち、市場主義と社会主義との折り合いを模索しながら、あらたな平等主義の立場を築いていこうとする経済理論として知られている。仮にこの理論にしたがえば、自己努力の諦めをはじめ、個人の自由意思によって招かれた(とされる)結果に、社会はどこまで平等主義的な支援をしていくことができるであろうか、いや、していくべきだとされるであろうか。この点を振り返ることで、政策側に平等主義への回帰を迫っていく根拠が、アナリティカル・マルクス主義の立場からどれだけ導き出されるかをみていくことにしたい。

3 アナリティカル・マルクス主義とその批判

拙書『教育の分配論—公正な能力開発とは何か』(勁草書房、2006年3月刊)で詳述したように、アナリティカル・マルクス主義の代表的な論者ジョン・ローマーは、機会の平等化策が階層間の格差への配慮なしには成功しないことを明快に述べた。

親が高学歴・高収入で文化資本もゆたかな階層(A)に属する子どもと、そうではない階層(B)の子どもとでは、努力性向に顕著な差があり、それはそのまま学業成績の差となって表われている。(A)の子どもは、努力すれば報われることを、日常生活のなかで無意識のうちに身につけており、それゆえ努力性向も旺盛である。反対に、(B)の子どもは努力が報われない現実を日々見せつけられているから、努力することに意義が充分感じられない。階層(A)と階層(B)との格差は、親の経済条件ばかりでなく、子どもの心理的な構えにも及んでいるのである。

そこでローマーは、個人の努力はそれぞれの絶対量で評価されるべきではなく、階層内での相対的な

努力度で評価すべきだ、とした。つまり、たとえば階層(A)のなかで中位の努力をする子どもと、階層(B)のなかで中位の努力をする子どもは、努力度において同じなのだから、期待値においても同じでなければならない、としたのである。仮に同じ成績に達していない(それは同じ量の努力をしなかったからである)とすれば、それは階層の環境要因によるものであるから、不利な階層に属する者には政策面で支援をして、初期条件をそろえるべきだ、とローマーは主張したのである(上掲拙書、第1章「環境が人をつくる、か—学力格差をめぐる「公正」—」参照)。

こうしたローマーの機会平等論は、環境条件が異なる階層間の格差を無視して、個人の努力の足りなさだけに責任を帰することはできない、とするものである。しかしこの議論では、まだ平等主義は擁護されていない、いな、むしろ反平等主義が擁護されてしまっている、と批判したのがマスィアス・リースである。リースによれば、ローマーの議論では、階層の環境要因を同一にそろえること、いいかえれば競走場を平等に調えることが、政策の課題とされる。したがって、同一の環境要因のもとでならば、より多く努力をする者と、そうではない者との間に達成差が出ても、それは正当なものだとされてしまう。こうした見方は、個人が自分の労働で産出した物をすべて自己所有に帰して政策による再分配を拒否する自由尊重主義(リバータリアニズム)と、基本的に変わらないとリースはみなすのである。

ローマーは、環境要因の相異を反映する階層間の達成差については、社会的な平等化策、つまり不利な階層にたいする補償策を求めた。いっぽう、自由意思による個人の選択と努力から生じる達成差については、政策による調整の必要を認めていない。こうした二面性を有するローマーの機会平等論を、リースは首尾一貫した整合性に欠けるとして批判するのである。リースからすると、ローマーは環境による決定論と、意思の自由論とのあいだで揺れ動いている。そして最終的には、階層の環境要因に起因する格差の是正を求める平等主義よりも、自己努

力と自己責任を重視する自由尊重主義のほうに傾いてしまっている。ローマーの機会平等論のねらいは、結局のところ“競走場の平等化”であり、一皮むけば自由尊重主義の議論と通底している、というのである。どうして、このような意に反する評価が、アナリティカル・マルクス主義者ローマーにたいして下されることになるのであろうか。

4 環境要因と選択意思

個人の自由意思による選択と考えられることも、仔細にたどれば、「(個人の)力を越える」環境要因により影響を受けていることは充分にありうる。反対に、階層の環境要因による影響下にありながら、スティグマ(弱者としての烙印)を回避するため、平等化策としての福祉の給付を受けつけない人もいられる。このように、個人が努力をする／しないの規定要因であり、なおかつ、平等化策を求める／求めないの判別要因でもある環境と選択との関係は、一筋縄ではとらえがたい。

環境と選択との関係は、それぞれを独立した規定要因とみなすこともできるが、たがいに規定しあいながらも両立する要因とみなすこともできる。つまり、独立論と両立論である。

独立論を採るならば、環境に決定される部分と、個人の選択による部分とは峻別され、環境に決定される部分に属する達成差については、社会による平等化策を求めていくことができるが、個人の選択による部分に属する達成差については、個人の自己責任に帰せられる。ローマーが環境要因を階層ごとに同定し、階層間に生じる達成差について平等化策を求める一方で、同じ階層に属する個人間の達成差については調整を求めなかったのは上述のとおりである。この点からすると、ローマーは独立論の立場を採っているように思われる。

しかしローマーは独立論だけに依拠しているわけではない。個人がどれだけ努力をばらうかは個人の選択によるが、“努力すれば報われる”といっ

た努力性向をどれだけ身につけたかどうかは、階層によって決定される部分が多い。だからこそ、ローマーは個人の努力を努力量として絶対的に考量するのを否定した。階層にまたがる比較が成り立つには、すべての階層に共通する期待値を設定して、個人の努力量を努力度に変換していく操作が必要であった。どの階層に属する個人も、それぞれの階層内で同じ努力度を示しているなら同じ達成が期待されてよいはずで、現に達成差が生じているとすれば、社会的な平等化策により補償されるべきである、ともローマーは主張するのである。こうした階層間格差を配慮した社会的な補償を、ローマーは「思いやり推定」の名で要請している。

社会福祉の分野で、しばしば「下に厚く」の名で語られる実際的な配慮も、同様の趣旨で発想されたものである。こうした配慮は、個人の努力性向が階層の環境要因に決定されたものであるという認識とともに、階層の影響を越えて、個人の努力性向を内発的に引き出していこうという意図にもとづいている。ここでは、環境と選択は努力の規定要因として両立しており、この限りではローマーは両立論にも立っている。

リースがローマーを批判するのは、ローマーが独立論と両立論を文脈におうじて使い分け、二つの立場を超えるいっそう高次の議論を出していないからである。

5 平等主義と自由尊重主義

独立論は、環境によってなされ方が規定された行為には、行為者に結果の責任を負わせることはできないとし、行為者に責任を負わせることができるのは、自由意思でなされた行為だけであるとする。つまり、独立論は環境に規定される行為と自由意思でなされる行為との非両立論であり、両者を峻別していく。独立論はまた、個人の自由意思で選択された行為にはその達成と成果を自己所有・自己責任に帰しており、この意味では自由尊重主義にくみしてい

る。要するに、独立論は非両立論であり、結果として自由尊重主義にも通じている。

それにたいして両立論は、たとえ行為者が環境要因による影響を受け、ほかのなされ方で行為することができなかつたとしても、行為者の選択意思はたらいていなかったわけではなく、それゆえ行為の結果に行為者も責任があるとみなす。つまり、行為者の責任の範囲は環境に規定された部分にも及ぶ、とするのである。これが「両立論」と呼ばれるのは、同じ行為について、環境に規定されているということと、自由意思でなされるということの両面から説明が同時に成り立つとするからである。

両立論にしたがえば、どのような選択も、それじたいがすでに環境によって規定された選択である。そうした「規定された選択」においては、環境による説明と選択による説明とは重なり合っている。環境からの規定を受けない「純粋な」選択はむしろ例外的で、社会でなされる実際の選択は、たとえばどれだけ努力を傾けるかという子どもの内発的な選択も、どの学校にわが子を入れるかという親の選択も、自己選択というより「規定された選択」である。どちらの選択の説明についても、環境の要因と選択の要因の関連を断つわけにはいかない。

もつとも、独立論と両立論はかならずしも対立してはいない。だが、人の行為をどのような側面から説明し、行為の帰結を誰のものとするかに関して明らかに食い違っている。リースがローマーの機会平等論を整合性に欠けるとしたのは、ローマーが食い違うふたつの立場にまたがって、自由尊重主義者でありつつ、平等主義者でもあろうとしているからである。

6 機会平等論を超えて

近年全国的に導入されている学校の自由選択制では、親の教育選択権とともに、親の自己責任もまた強調されている。しかし親による学校選択には、階層と地域の環境要因がふかく関わっており、明ら

かにそれも「規定された選択」である。むしろ問題は、こうした多かれ少なかれ環境要因と選択要因とが重なり合っている事例について、一方的に自己責任が問われてしまっていることである。有利な選択をした人と、そうすることができなかつた人とが、同じように自己責任を問われている。それは平等とはいえても、公正とはいえない。

1960年代に、産業の高度化にともない、先進諸国ではどこでも「教育爆発の時代」に突入し、中等教育をふくめて教育を受ける機会を飛躍的に拡大させた。「すべての人に平等な教育機会を」というかけ声で推進された教育政策は、しかしながら階層間の格差を縮めることにはつながらず、むしろ階層間格差を決定的なものにしてしまった。教育機会の一般的な拡大は、階層間の格差の固定化につながり、世代を超えて格差を永続させるだけである、という評価は、すでにエリクソンとゴールドソープの著書『変わらぬ流れ—産業社会における階層移動の研究』（1992）、シャヴィットとブローズフェルトの編著『永続する不平等—13カ国における変化する教育達成』（1993）によって定説ともなっている。教育機会の拡大から利益を得る者は、特定の階層に集中しているのである。

そこで、教育政策に平等主義への回帰を求めるとき、あらためて明確にされなければならないのは、「だれにとっての平等か」ということである。この視点が抜け落ちると、“すべての者にたいして平等な機会を”という政策は、その機会を有利に利用する階層のみを利するものになってしまう。パイの一般的な増大だけでは、格差は縮まらないのである。

仮に平等にされるべきなのは機会であるとするならば、その機会を使ってどのような目標を追求するかは問われることがないだけでなく、その機会を、有利に使う者とそうでない者との間に差がでることも容認される。機会を利用する個人の能力と家庭の背景が人びとの間で異なるからである。そこにまで遡って平等化策を講じることも、考えられないわけではない。しかし、それには自然の限界がある。

個人の能力と家庭の背景には、平等化策を受けつけない生得的な要因がつきまとっているからである。それらの初期条件は本来的に多様であり、その意味では格差をふくんでいる。そうした自然による格差をそのまま追認したのでは、公正な社会は築けない。そのときこそが社会政策の出番である。

朝日新聞社が日本の主要企業100社におこなった最新のアンケートでは、国内の経済的格差が「広がっている」と認識している企業が過半数(55社)を越しており、しかも、それは「悪いことではない」「仕方がない」、また「悪平等では発展しない」との答えも大半を占めているという(朝日新聞、2006年6月26日)。生産性の向上を使命とする企業が格差容認に流れるのはうなずけるとしても、社会政策がこれに追隨して格差肯定論に傾いているのは憂慮すべきである。社会政策にもとめられるのは、個人の努力だけではどうしようもないことがあるからで

ある。特に教育政策に平等主義がもとめられるのは、努力性向さえ奪われてしまう階層が現に存在するからである。■

《引用文献》

- 宮寺晃夫『教育の分配論 — 公正な能力開発とは何か』勁草書房、2006年。
- Elster, Jon, *Sour Grapes, studies in the subversion of rationality*, Cambridge University Press, 1988.
- Roemer, John E. *Equality of Opportunity*, Harvard University Press, 1998.
- Roemer, John E. Defending Equality of Opportunity, in: *Monist*, vol.86, no.2, 2003
- Risse, Mathias. What equality of opportunity could not be, in: *Ethics*, vol.112, 2002.
- Erikson, Robert and Goldthorpe, John H., *The Constant Flux, a study of class mobility in industrial societies*, Clarendon Press, 1992.
- Shavit, Yossi and Blossfeld, Hans-Peter, *Persistent Inequality, changing educational attainment in thirteen countries*, Westview Press, 1993.